

## 釧路市森林整備対策推進事業補助金申請の取扱

釧路市森林整備対策推進事業に係る補助金交付申請の取扱いについては、森林整備対策推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日付。以下「交付要綱」という。）によるほか、この取扱いによるものとする。

### 第1 実施計画の提出

交付要綱第7に規定する補助金交付の申請をしようとする者（事業主体及び事業主体から委任を受けて補助金等の交付申請を行う代理人。（以下、「補助金交付申請者」という。））は、交付要綱第5に規定する実施計画書（別記第1号）を市長が定める期日までに提出するものとする。

### 第2 補助金の交付申請

補助金交付申請者は、交付要綱第6の配分通知の範囲内で、交付要綱第7に規定する補助金等交付申請書（別記第2号様式）及び下記の書類を提出することにより、補助金の交付申請を行うことができるものとする。

- (1) 事業計画書（別記第3号様式）
- (2) 事業実績書（別記第4号様式）
- (3) 交付要綱第2に定める事業に係る北海道への交付申請書類一式の写し
- (4) 交付要綱第2に定める事業に係る北海道からの「補助金交付決定及び額の確定通知書」の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

### 第3 補助金の交付決定等

交付要綱第10に規定する補助金の交付決定にあたっては、補助金交付申請者に補助指令書を添えて通知するものとする。

### 第4 関係書類の保存

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区分することができるよう整理し、かつ、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。